

流動層シンポジウム賞 表彰規程

平成11年10月27日制定

平成12年10月30日改定

平成14年10月 1日改定

平成20年10月 1日改定

1. 目的

流動層に関する研究と技術開発を活性化し、それらの発展を図ることの一環として、「流動層シンポジウム賞」（以下本賞と略称）を設け、流動層研究、開発においてすぐれた業績を挙げた者を表彰し、受賞者を流動層シンポジウムに招待し、その榮譽を称える。

2. 授賞の母体組織

本賞に関するすべての責任は、化学工学会粒子・流体プロセス部会流動層分科会およびそれが管轄する流動化・粒子プロセッシングシンポジウム実行委員会に帰属する。

3. 賞の種類と対象

流動層シンポジウム賞には以下の2部門を設ける。

(1) 研究部門

流動層に関する研究の中で独創性の高い発見や理論、有意義な公式の提案など極めてすぐれた成果をあげた研究者の個人またはグループに授与する。

(2) 技術部門

流動層に関連した新規性、有用性の高い技術開発のなかで、実用化あるいは実用化に近い段階まで達しており、その実用化により社会的インパクトが大きい技術、システム、プラントを対象とし、その基本原理の発明者、あるいは開発者の個人またはグループに贈る。

4. 資格

受賞候補者は流動化・粒子プロセッシングシンポジウムの主催、共催関係学協会会員でなければならない。ただし、特別の理由があり、選考委員会が認めた場合はその限りではない。

5. 賞の対象

前年9月1日から当年8月末日までの1年間に公表された発明、論文、研究発表、特許等を対象とする。ただし、長期にわたる技術開発や基礎的成果の再評価等、特別の事由がある場合はこの限りでない。

6. 推薦の方法

(A)受賞候補者は自薦あるいは他薦とし、募集は流動化・粒子プロセッシングシンポジウム開催案内等とともに主催、共催関係学会誌に掲載する。

(B)推薦は、流動層分科会代表宛とし、推薦理由書と受賞対象技術等の関連資料を添付する。

7. 選考方法

(1)選考委員会の設立

(A)流動層分科会の下に、「流動層シンポジウム賞選考委員会」（以下選考委員会と略称）を設ける。

(B)選考委員会は基礎分野より若干名、エネルギー、廃棄物または再生可能資源、化学プロセス、

製剤、その他各 1 名以上の 5～10 名の委員より構成し、委員の委嘱は流動層分科会が行う。

(C) 委員の選考は流動層分科会幹事会が流動化・粒子プロセッシングシンポジウム運営委員会と協議の上で行う。

(D) 選考委員会は互選により委員長を選出する。ただし、受賞対象として推薦を受けている者は委員長にはなれない。

(2) 受賞候補者の選出

選考委員長は、それぞれの推薦に対し、選考委員会から 4～6 名の審査員を選び、審査を委嘱する。受賞対象として推薦を受けている者は、自分の推薦を審査する審査員にはなれない。審査の評価事項については細則で別に定める。審査員は審査結果を選考委員長に報告する。

選考委員会は、審査員の審査結果に基づき各候補者の業績評価を行い、協議の上、部門ごとに若干名の最終候補者を選考する。選考委員長は、選考された最終候補者を流動層分科会に報告する。

(3) 受賞者の決定

受賞者は流動層分科会総会において承認する。なお、総会が開催できない場合には、最終候補者の推薦結果を流動層分科会が公示し、賞を授与することに異議が無いことを持って承認に代えることができる。公示ならびに異議の申し立てについては、細則で別に定める。

8. 受賞者の人数

当該年度の受賞者数は、3 件以内とする。ただし、選考委員会が特別の理由を認める場合はこの限りではない。

9. 授賞の方法

流動層シンポジウム賞（賞状）の授与は、流動層分科会代表名により、流動化・粒子プロセッシングシンポジウムに受賞者を招待して行い、受賞者には受賞講演を依頼する。

10. 授賞の公示

流動層分科会代表は、流動層シンポジウム賞授賞内容が確定し次第、賞の名称と受賞者名簿等を化学工学会学会誌等に公示する。

11. 経費

流動層シンポジウム賞に係わる経費は流動層分科会会計より支出する。

12. 流動層シンポジウム賞表彰規程の変更

本規程の変更にあたっては流動層分科会の承認を得るものとする。

13. 賞の英文名

本賞の英文名は SCEJ, Fluidization Symposium Award とする。

流動層シンポジウム賞 表彰規程細則

平成18年10月 1日制定

1. 表彰規程第7項の(2)受賞候補者の選出における流動層シンポジウム賞の評価項目は部門ごとに以下の通りとする。自由意見を除き、評価は5段階とする。審査員はそれぞれの部門の(1)~(5)に対して回答することを必要とするが、自由意見は必ずしも必要ではない。

研究部門

- (1)研究の独創性(5 非常に独創的、4 やや独創的、3 どちらでもない、2 やや独創性に欠ける、1 独創性なし)
- (2)研究の学術的重要性(5 非常に重要、4 やや重要、3 どちらでもない、2 やや重要性に欠ける、1 重要性なし)
- (3)研究の完成度(5 非常に完成度が高い、4 やや完成度が高い、3 どちらでもない、2 やや完成度に欠ける、1 完成度が低い)
- (4)研究の先端学術・技術分野へのインパクト・波及性(5 非常にインパクトがある、4 ややインパクトがある、3 どちらでもない、2 ややインパクトに欠ける、1 ほとんどインパクトが無い)
- (5)総合評価(5 ぜひ賞を与えたい、4 賞を与えたい、3 どちらでもない、2 賞にはやや不十分、1 賞に値しない)

その他 自由意見

技術部門

- (1)本技術・考案の独創性(5 非常に独創的、4 やや独創的、3 どちらでもない、2 やや独創性に欠ける、1 独創性なし)
- (2)本技術・考案の社会的・経済的重要性(5 非常に重要、4 やや重要、3 どちらでもない、2 やや重要性に欠ける、1 重要性なし)
- (3)本技術・考案の成果の技術的完成度(5 非常に完成度が高い、4 やや完成度が高い、3 どちらでもない、2 やや完成度に欠ける、1 完成度が低い)
- (4)本技術・考案の先端学術・他技術分野へのインパクト・波及性(5 非常にインパクトがある、4 ややインパクトがある、3 どちらでもない、2 ややインパクトに欠ける、1 ほとんどインパクトが無い)
- (5)総合評価 (5 ぜひ賞を与えたい、4 賞を与えたい、3 どちらでもない、2 賞にはやや不十分、1 賞に値しない)

その他 自由意見

2. 表彰規程第7項の(3)受賞者の決定における公示ならびに異議の申し立てについては、以下のように定める。公示は流動層分科会のWebページに掲示し、なおかつ掲示されたことを会員に周知する電子メールを送信することで行う。異議申し立ては、公示後2週間以内に行わなければならない。異議を申し立てる者は、異議の根拠となる資料を流動層分科会代表宛に提出しなければならない。流動層分科会代表は異議と根拠資料を選考委員会に送り、再審議を依頼する。選考委員会は再審議を行い、結果を流動層分科会分科会に報告する。再審議の結果に対する異議は受け付けない。